

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 1 月 24 日付け大生保生第 714 号及び同年 3 月 29 日付け大生保生第 856 号により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った平成 23 年 11 月 14 日付け大生保生第 573 号による不存在による非開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 24 年 2 月 10 日付け大生保生第 765 号による不存在による非開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 と総称して「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをできない事項について申立てがなされたものであり、不適法と認められることから、実施機関は、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 23 年 10 月 31 日及び平成 24 年 1 月 27 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「〇〇診療所の医療券発券歴が分かる点（文） 生野区役所へ」及び「〇〇診療所の医療券発券歴 ※生野区役所」の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る保有個人情報を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

記

「〇〇診療所に受診歴がなく医療券が発券（発行）されていないため、開示請求された個人情報については、作成または取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 11 月 29 日、本件決定 1 を不服として、また、平成 24 年 3 月 12 日、本件決定 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、それぞれ異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定 1 について

処分の取り消しを求める。子のレセプト有る。（世帯主の請求可能）

2 本件決定 2 について

処分の取り消しを求める。世帯主の私が家族分の請求可能。

第 4 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各異議申立ての適法性について

- (1) 個人情報保護制度は、条例第 1 条で規定するとおり、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利」を保障するための制度である。
- (2) 開示請求権を規定した条例第 17 条では、第 1 項で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定め、第 2 項では「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。」と定められている。さらに、条例第 18 条第 1 項では、「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第 3 号で「…市規則で定める事項」と規定している。また、大阪市個人情報保護条例施行規則（平成 7 年大阪市規則第 69 号。以下「規則」という。）第 6 条第 2 項では、「条例第 18 条第 1 項第 3 号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。」と定め、同項第 3 号で「条例第 17 条第 2 項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所」と定められている。
- (3) ところで、異議申立人の主張（上記第 3）によれば、異議申立人は、「世帯主である異議申立人が家族の個人情報を請求することは可能である」として異議申立人

以外の個人情報の開示を求める旨を主張し、本件各決定の取消しを求めていることが認められる。

- (4) 上記(2)で記載のとおり、保有個人情報の本人請求の例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが本人に代わって保有個人情報の開示を請求できると規定した条例第17条第2項に基づき法定代理人が開示請求を行う場合には、規則第6条第2項第3号に基づき開示請求書には「当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所」の記載を必要とされている。

しかしながら、当審議会において、異議申立人が実施機関に提出した本件各請求に係る各開示請求書を見分したところ、異議申立人は、各開示請求書の「請求者(本人)」欄に異議申立人の住所(郵便番号を含む。)、氏名及び電話番号のみを記載しており、異議申立人が異議申立人本人の保有個人情報を開示請求したことは明らかである。

- (5) そこで、本件各決定に対する異議申立人の主張(上記第3)及び上記(4)によれば、本件各異議申立ては、開示請求を行っていない異議申立人以外の個人情報の開示を求めたものであり、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされたものである。

- (6) したがって、本件各異議申立ては、不適法なものであることから、実施機関は、行服法第47条第1項に基づき却下すべきである。

なお、同項に該当する異議申立てが、条例第43条第1号で規定する「不服申立てが不適法であり、却下するとき」に該当することは言うまでもないことから、今後、同種の異議申立てについては、実施機関は当審議会へ諮問することなく、実施機関において当該異議申立てを却下し得ることを申し添えておく。

3 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 39 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 1 月 24 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 3 月 12 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 4 月 19 日	審議（答申案）
平成 25 年 5 月 16 日	答申

平成 23 年度諮問受理第 47 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 3 月 29 日	諮問
平成 24 年 7 月 17 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 4 月 19 日	審議（答申案）
平成 25 年 5 月 16 日	答申